費用の記載がないものは無料。申込方法の記載がないものは申込不要。 対象に記載のないものは市内在住・在勤のかたが対象。 申込方法がQRのみのものは、リンク先に詳細を記載。

### マイナンバーカード受取臨時窓口



\*原則、本人がお越しください。

■ 10月26日(日)9:00~12:00 場 市役所1階市民課 間 市役所市民課 ☎0745-44-3302

# 年金生活者支援給付金の請求は お済みですか?



年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を 活用し、公的年金等の収入金額や所得額が一定額以 下のかたに、生活の支援を図ることを目的として、年金 に上乗せして支給するものです。受け取りには請求手続 きが必要です。

### ◆対象者と支給要件

- ①老齢年金生活者支援給付金 次の支給要件をすべて満たしているかた
- ·老齢基礎年金受給者(65歳以上)
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の公的年金等の収入とその他所得の合計額が 909,000円以下
- ②障害年金生活者支援給付金 次の支給要件をすべて満たしているかた
- ·障害基礎年金受給者
- ・前年の所得が4,794,000円以下
- ③遺族年金生活者支援給付金 次の支給要件をすべて満たしているかた
- ·遺族基礎年金受給者
- ・前年の所得が4,794,000円以下

#### ◆請求手続き

各種基礎年金の受給の有無により手続きが異なります。なお、すでに年金生活者支援給付金を受給されているかたは、新たな手続きは不要です。

①現在、各種基礎年金を受給しているかた

所得情報の判定の結果、支給対象となったかたには、 9月1日から順次、日本年金機構から送付される簡易な 年金生活者支援給付金請求書(はがき型)に必要事項 を明記し、切手を貼った上で郵便ポストに投函すること で手続きが完了します。

②これから各種基礎年金を受給されるかた

各種基礎年金の請求手続きを行う際に、併せて年金 生活者支援給付金の請求手続きを行ってください。なお、 老齢基礎年金を受給されるかたは、案内書類に年金生 活者支援給付金の請求書も同封されています。

\*日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号を聞かれたり、手数料などを求められることはありませんのでご注意ください。

過・大和高田年金事務所 (〒635-8790 大和高田市幸町5-II)☎0745-22-353I

·ねんきんダイヤル **☎**0570-05-4092

## 後期高齢者医療 お口の健康診査は受けましたか?



高齢者の健康を保持、推進し、生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸をするため、お口の健康診査を実施しています。

- ◆受診期限 | | 月30日(日)まで
- 場 口腔健診実施歯科医療機関
- \*ロ腔健診実施医療機関については、奈良県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
- 75歳、80歳、85歳(令和7年4月Ⅰ日現在)の奈良県後期高齢者医療の被保険者
- ⑥ ①健診券(はがき)、②マイナ保険証または資格確認書 \*健診券は、5月下旬に奈良県後期高齢者医療広域連合より対象者へ送付されています。
- | 事前に県内の口腔健診実施歯科医療機関へ申込
- 問 奈良県後期高齢者医療広域連合事業課

**2**0744-29-8430

## 全国地域安全運動 ~みんなでつくろう!安心の街~



| 10月||日(土)~20日(月)までの間、令和7年全国地域安全運動が実施されます。

安全、安心なまちづくりに向け、地域ぐるみで犯罪な どの防止に取り組む活動が必要です。

みなさんもこの機会に、身近な防犯対策や地域の防 犯活動に目を向けてみましょう。

問 市役所危機管理課 ☎0745-44-3305

市内に事業所を有する中小企業の皆さまへ 商品開発及び販路開拓に関する補助金を 交付します!(8月より補助内容を拡充)



新商品開発や販路開拓を行う際に、経費の一部を補助する制度を設けています。

- ◆補助対象者 市内に主たる事業所を有する者
- ◆補助対象事業及び補助内容
- ①商品開発・改良事業 ふるさと納税返礼品への登録 を目指す商品開発を行う事業などに対して、試作品の 材料費や広告宣伝費などを補助します。
- ○補助額:最大25万円
- (補助対象経費の1/2から2/3以内)
- ②販路開拓・拡大支援事業 市内産品を国内外の展示会などへ出展する事業に対して、出展料や旅費などを補助します。
- ○補助額:最大25万円(補助対象経費の1/2以内)
- ③首都圏PR事業 「奈良まほろば館」において商品の取り扱いを行う事業に対して、納品送料や旅費、販売手数料などを補助します。
- ○補助額:最大10万円(補助対象経費の1/2以内)
- ◆補助対象期間 交付決定日から令和8年3月31日 (火)までに完了する事業が対象となります。
- \*交付決定日より前に支払いを行った事業については、いかなる理由でも補助対象とはなりませんのでご注意ください。
- 申請書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 問 市役所商工観光課 ☎0745-44-3312

13